

平 2 9 年 9 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 9 月 8 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 9 年 9 月 8 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 9 年 9 月 8 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	教 育 次 長	片 岡 雄 司
副 町 長	村 田 豊 昭	産 業 建 設 課 長	公 文 博 章
教 育 長	川 井 正 一	健 康 福 祉 課 長	田 村 秀 明
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	町 民 課 長	和 田 強
総 務 課 長	麻 田 正 志	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
税 務 課 長	森 田 修 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 野 広 昭
収 納 管 理 課 長 補 佐	戸 田 郁	病 院 事 務 局 長	渡 辺 公 平
チ ー ム 佐 川 推 進 課 長	岡 崎 省 治	代 表 監 査 委 員	上 田 益 英

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一

平成29年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年 9月 8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 報告第10号 | 平成28年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第11号 | 平成28年度資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 報告第12号 | 債権の放棄について |
| 日程第9 | 報告第13号 | 債権の放棄について |
| 日程第10 | 認定第1号 | 平成28年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 | 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 | 平成28年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第4号 | 平成28年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第5号 | 平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第6号 | 平成28年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |

日程第 16	認定第 7 号	平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第 17	認定第 8 号	平成 28 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 18	認定第 9 号	平成 28 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第 19	議案第 62 号	平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 20	議案第 63 号	平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21	議案第 64 号	平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 65 号	平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23	議案第 66 号	平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 67 号	平成 29 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25	議案第 68 号	さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定について
日程第 26	議案第 69 号	斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 27	議案第 70 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 71 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 72 号	佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について
日程第 30	議案第 73 号	平成 28 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
日程第 31	議案第 74 号	佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について
日程第 32	議案第 75 号	とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について
日程第 33	議案第 76 号	工事請負契約の締結について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから平成 29 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、4 番、森正彦君、5 番、片岡勝一君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告を願います。
議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営につきまして、9 月 4 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を御報告します。

本日 9 月 8 日を開会日とし、報告、認定、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。9 日土曜日、10 日日曜日は休会とします。11 日月曜日は一般質問を行います。12 日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。13 日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。14 日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。15 日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、9 月 8 日から 15 日までの 8 日間に決定しましたので、御報告します。

なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり本日から 9 月 15 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 15 日までの 8 日間に決定をしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

6月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月21日、一般社団法人さかわ観光協会第4回定時総会への御案内を受け、出席しました。

6月23日、青少年育成佐川町民会議総会が文化センターで開催され、出席しました。

6月26日、高知県町村議会議長会臨時総会が高知県自治会館で開催され、出席しました。総会では、平成28年度高知県町村議会議長会歳入歳出決算など3件の報告があり、その後、役員改選が行われました。新しく、会長に土佐町の川村議長、副会長に北川村の岩垣議長と大月町の中平議長が選出されました。

6月29日、平成28年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、出席し、祝辞を申し上げてきました。

6月30日、平成29年度国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会が、いの町で開催され、町長と出席しました。土佐国道事務所所長から平成29年度事業概要について説明があり、その後、議案5件を審議・可決しました。また各地区要望等、重要事項について12件の決議を行いました。

7月20日、平成29年度高知縣市町村議会議員研修が、県民文化ホールグリーンホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は立命館大学教授塩崎賢明氏で「大震災の復興と今後の備え」と題した大変有意義な講演を聞いてきました。

7月28日、霧生関防災拠点施設落成式が行われ、皆さんと出席しました。この施設については、大規模災害時の物資の搬入や各種災害派遣隊の宿营地等、近隣市町村を含めた広域的な防災拠点となり、適切な災害対応ができるよう期待するものであります。

8月18日、高幡町村議会議員研修会が四万十町で開催され、皆さんとともに参加しました。講師は、高知大学地域協働学部準教授大槻知史氏で「知っちゅうを備えちゅうに変えるために、防災まちづくりのポイント」と題した講演を聞いてきました。

8月21日、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が高知県自治会館で開催され、出席しました。テーマは「林業振興策について」「鳥獣被害の現況と対策」「高校・大学の奨学金制度」「水産業の後継者育成対策」でありました。県の担当者から説明の後、意見交換会に参加しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成 29 年 9 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

平成 25 年 10 月 28 日、佐川町長として仕事をさせていただくようになってから、あっという間の 4 年間であります。

「みんなで創造ろう！チーム佐川」をスローガンに掲げ、選挙を戦い、町民の皆様から選んでいただき、その思いに応えられるよう 4 年間一生懸命仕事に邁進してまいりました。全ては佐川町のため。佐川町民の幸せのため。この基本を忘れることのないよう自分自身に言い聞かせ、役場職員にも繰り返し伝え、幸せなまちづくりを前に進めてまいりました。

選挙の際に掲げた公約につきましても、おかげさまでおおむね実現、実施することができております。その中でも、議長を初め町会議員の皆様には素直な気持ちで、心から感謝を申し上げます。

経験不足や若気の至りで、定例会での一般質問に対し、「重箱の隅をつつくようなというか、揚げ足をとるというか」と回答したことを初め、今思い返してみると、自分自身の未熟さから大変失礼な答弁をしたことについて、心からおわびを申し上げます。

議員の皆様にご鍛えていただいたおかげで、御質問をいただくことをありがたいと思えるようになったことは、少しは成長できた部分ではないかと感じております。

また、事業に対して御提言をいただいたり、修正の御提案をいただいたり、さまざまな視点からたくさんの御意見、御指導をいただいたおかげで、この 4 年間に乗り切ることができました。本当にありがとうございました。

これからも、議員の皆様には人生の先輩として、御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

住民の皆様にも、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

「チーム佐川」という言葉に込めた思いそのままに、支え合い、助け合い、つながり合って、みんなの力をお借りして幸せな佐川町づくりを少しずつ前に進めることができました。

真の意味で 10 年間のまちづくりの指針として機能することを目指し、住民が一丸となってすばらしい第 5 次佐川町総合計画、「みんなでつくる総合計画」を策定することもできました。

牧野公園も、多くのボランティアの方々に携わっていただき、牧野富太郎博士のふるさと佐川町の誇りとして、自慢できる公園に育ってきました。

佐川町の一番の宝物は、優しく、思いやりのある、笑顔のすてきな住民の皆様であります。この 4 年間、幸せなまちづくりに御参加、御協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

役場の職員の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、この 4 年間たくさんの新しい事業に取り組んでまいりました。

「これからはアクセルを踏まないようにするから」と言いながら、結局は踏み続けていたのかもしれないと大変反省をしております。皆様が一緒に仕事をしてくれたおかげで、4 年間確実に幸せなまちづくりを前に進めることができました。皆様の日々の努力がなければ、到底実現できるものではありませんでした。心から感謝をしております。

これからも、佐川町のため、佐川町民の幸せのために、真摯に感謝の気持ちを忘れず、仕事に邁進するようにしてください。

来月で 1 期 4 年間の任期を全うさせていただくことになります。

ただ、4 年間で実現できる事業には限りがあります。

第 5 次佐川町総合計画も、まだ 8 年間の実施期間が残っております。教育のこと、一次産業の振興のこと、防災のこと、福祉のこと、図書館のこと、道の駅のことなど、挙げればまだまだ取り組まなければならない課題がたくさん残っております。これらの課題を一つずつ解決することで、幸せな佐川町づくりを確実に前に進めることができると信じております。

次の 4 年間も佐川町長として仕事をさせていただきますよう、初心を忘れず、10 月の町長選挙に臨みたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。

4月から実施しております実証運行の乗車実績につきましては、6月は、乗客数181人、運賃収入3万1,250円、7月は、乗客数97人、運賃収入1万7千円、8月は、乗客数121人、運賃収入1万9,400円となっております。

7月25日の地域公共交通会議におきまして、10月からの本格運行に関する協議が行われ、斗賀野、尾川、黒岩、加茂の各地区から佐川地区の中心部を結ぶ郊外線が9路線と、佐川地区の中心部を循環する1路線の合計10路線の運行が決定されました。

運行日数は、郊外線はそれぞれ週1回、中心部循環線は月曜から金曜日までの毎日運行となります。料金は、実証運行と同じで、1回の乗車につき郊外線が200円、中心部循環線が100円を予定しております。

このほか、町民や委員の方からいただいた御意見などを参考にいたしまして、各路線のルートの一部変更したほか、ぐるぐるバスとしての識別をわかりやすくしたり、運行ダイヤを見やすくするなど、工夫を講じることとしております。

なお、実証運行をしております山本・楠原線につきましては、運行ルートの選定やダイヤの編成が困難であるため、本格運行への移行は当面見合わせることにいたしました。この方面へのバスの利用は、黒岩観光が運行しております黒岩線を引き続き御利用していただくようお願いいたします。

これらの本格運行に係る事項につきましては、本定例会に条例案を提出させていただいておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、8月16日には、ぐるぐるバス3台の愛称について、選定委員会が開かれ、合計765点の応募から、最優秀賞として「マッキー」「トミー」「太郎」の3点を選定いたしました。

佐川を代表する偉人である牧野富太郎博士の名前から取ったこの3作品については、町民の皆さんが覚えやすく親しみを感じられるネーミングであることや、牧野博士の「ぐるぐるマキノ」のマークがさかわぐるぐるバスの名称の由来となっており、バス全体のネーミングとも関連性があることなどから、全員一致で決定されました。

今後の予定としましては、9月下旬に本格運行の周知とともに、ぐるぐるバスに関する御意見等をいただく場として、各地域での懇

談会を開催することとしております。

また、9月末までの実証運行が終了した後、車のメンテナンスなどを行う期間を経て、10月16日の月曜日から本格運行を開始することとしております。

本格運行に移行しましても、適宜、運行体系の見直しを行いながら、町民にとって利用しやすいさかわぐるぐるバスになりますよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、連携中枢都市圏構想について報告いたします。

高知市を中核都市として、県内全市町村の参加を前提として進めております連携中枢都市圏構想につきましては、初年度となる平成30年度から、産業、観光、移住促進など、各分野で連携予定の18事業に関し、現在、高知市と他市町村での取り組み内容の決定など、詰め作業を行っております。

また、昨日9月7日には、高知市議会におきまして、岡崎誠也高知市長が、高知市として、「県内の全市町村と連携して、県内全体の経済を牽引し、県民全体の生活を支える役割を担う意思がある」との連携中枢都市宣言をされました。

これを受け、佐川町としましても、人口や都市機能が集積する高知市の持つマーケットやヒト・モノのハブ機能を生かした取り組みを進めるため、12月の町議会定例会におきまして、高知市との連携協約締結議案を提出する予定としております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

本年度から開所しております黒岩、加茂地区につきましては、両施設ともに取り組みが徐々に活発化しており、定期的に、こども食堂やモーニングの開催、軒先を活用した良心市、からあげやクッキーの販売など、地域住民や地元の福祉施設などと連携した活動が広がっております。

また、8月6日に、集落活動センター加茂の里で行われた「火文字祭り」など、新たなお祭りやイベントの取り組みも始まっております。

尾川地区の集落活動センターたいこ岩では、尾川小中学校と連携し、牧野博士ゆかりの植物を植栽するなど、引き続き、地元に着した取り組みを進めております。

現在建設中の斗賀野地区集落活動センターにつきましては、工事は順調に進んでおり、予定どおり9月末に完成する見込みとなって

おります。

次に、観光事業について報告いたします。

上町地区の6月、7月の入込客数は3,786人で、昨年度の2,666人に比べ、1,120人の増加となっております。昨年度の同時期は天候不良のため少なかったこともありますが、幕末維新博の効果も継続しており、入込客数は順調に伸びております。

本年度の観光クラスター事業の目玉として取り組む上町地区のまち歩き音声ガイドにつきましては、多言語対応型のものを製作することとしておりますが、その日本語バージョンにおいては、本町出身で、声優、歌手を中心に多方面で活躍されております小野大輔さんによる音声ガイドを予定しております。

また、小野大輔さんには、特に、10代、20代といった若年層への影響力を生かして、日々の活動の中で佐川町の魅力を情報発信していただくため、本町初の観光大使をお願いすることになっており、就任式は9月23日を予定しております。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

毎週水曜日に行っております公園整備のボランティア作業には、1回当たり平均13名程度の参加があり、引き続き多くの方の参加をいただいております。植栽により、季節ごとに楽しめる植物のボリュームや種類が増えたことにより、牧野公園を訪れる方もリピーターを中心に増え続け、そのことがボランティアの方の楽しみや動機づけにもなっており、人のつながりによる好循環が生まれております。

また、観光資源としての充実を図る取り組みの一環としまして、8月より牧野公園ガイド要請講座を開催し、来訪者を迎えるための体制づくりも進めております。全4回の開催で、8月5日の第1回目の講座には、町内外から34名もの参加者があり、大変心強く感じております。

まちまるごと植物園の取り組みとしましては、各地区の中学校や地元住民の方と連携し、植栽会や鉢上げ会を定期的に行っており、植栽の輪が各地域に着実に広がっております。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

ものづくり推進事業の拠点さかわ発明ラボが、役場前の旧西森歯科跡にオープンしてから4カ月余りが経過いたしました。学生やもののづくりに興味のある方を中心に、町内外から来場をいただいております。

り、順調に活動の輪が広がってきております。5月から7月までの実績は、毎週金曜日と土曜日に、一般の方が自由に出入りできるオープンラボに、延べ65名、レーザーカッターなどの機材講習に、延べ66名の参加があり、また町内の小中高生を対象に、木曜日の夕方実施しております放課後発明クラブには40名が登録しております。8月27日、29日、30日に開催いたしました放課後発明クラブの夏休みバージョンには、合計29名の参加がありました。

さかわ夢まち協議会との連携で、自分でつくった木のお皿とスプーンでカレーを食べるイベント、LEDや導電糸を使って、光る不思議なバッグをつくるワークショップなどを実施しております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

移住希望者が一時的に滞在するお試し住宅につきましては、4月から現在まで3組、66日の利用があり、まずまずの稼働率となっております。

また、8月12、13日の2日間、町内各地区をめぐる移住体験ツアーを開催し、神奈川県など県外から子供連れの家族2組を含む4組12名の参加があり、尾川地区での川遊びや交流会を初め、佐川の自然や地元料理などを堪能していただきました。

参加いただいた全員が、真剣に佐川町への移住を検討しており、今回のツアーも非常に満足度の高いものとなったようで、今後は実際の移住につなげるようフォローを続けてまいります。

最近では、大阪や東京などで開催しております県内市町村合同での移住フェアに訪れる相談者が、お試し住宅の利用や移住体験ツアーの参加につながる流れができつつあります。

12月には、東京におきまして、初めて佐川町単独での移住相談会を開催することとしておりますので、これを機会に、さらに佐川町の魅力を県外に発信し、移住促進を進めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、霧生関防災拠点施設について報告いたします。

応急救助機関の活動拠点として整備を進めておりました霧生関防災拠点施設の完成を受け、7月28日には議員の皆様にも出席をしていただき、落成式をとり行いました。

当日は、神事、落成式典に引き続き、実際に施設を利用し、佐川町消防団佐川分団による小型ポンプ操法の実演や消防航空隊ヘリコプターによる離着陸訓練を実施し、施設が十分に機能することを

確認いたしました。

今後は、大災害時における自衛隊災害派遣部隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊などの応急救助機関が、援助や救援の活動を円滑に行えるよう、施設の適切な維持管理を行ってまいります。

次に、佐川町国土強靱化地域計画の策定状況について報告いたします。

いかなる災害が発生した場合においても、地域社会が機能不全に陥るなど、最悪の事態を回避するための計画としまして、佐川町国土強靱化地域計画を本年度中に策定いたします。

7月には、公募型プロポーザルにより、委託業者として株式会社エイト日本技術開発高知支店を選定し、現在、9月27日の第1回策定検討委員会の開催に向けて準備を進めているところであります。

今後、策定検討委員会を6回程度開催し、さまざまな分野から幅広く意見を集約することにより、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な佐川町をつくるための計画」の策定を進めてまいります。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

6月から7月にかけて、自主防災組織が設立されていない13自治会のうち、5名の自治会長を佐川地区自主防災組織連絡協議会の役員とともに、個別に訪問させていただき、組織の立ち上げを要請するとともに、自主防災組織の必要性や具体的な活動、立ち上げの方法などについて説明を行いました。

今後も、引き続き、組織率100%を目標に、自主防災組織連絡協議会と連携を図りながら、設立されていない自治会への働きかけを行ってまいります。

次に、緊急避難場所耐震化整備事業について報告いたします。

緊急避難所となる12カ所の公民館の耐震補強工事につきましては、施工箇所を6カ所ごとに分割し、2件の工事として6月に入札を実施し、町内業者との請負契約を締結いたしました。

現在、来年1月末の完成を目指し、工事を進めておりますので、公民館を利用される皆様には、工事期間中御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、職員採用について報告いたします。

平成30年度の職員採用予定は、退職者等を考慮いたしまして、一般行政職8名程度を採用することとしております。

本年度の採用試験につきましても、昨年度と同様に面接に重点を置いた人物重視の試験を実施することとしており、求める人物像として、前例踏襲主義で与えられた職務をこなすのではなく、問題意識や改善意識を常に持ち、あふれるアイデアを実現するため積極果敢にチャレンジする職員、自立した創造性のある自治体を実現するため、高い使命感を持ち、みずから問題を発見し、みずからの責任で解決に導くことのできる職員、一人一人が高めた能力を組織の活力として発揮できるよう、情報や意識を共有し、お互いを高め合いながらチームワークを深め、組織的に行動する職員の3点を掲げ、情熱のある職員を採用したいと考えております。

受験申込書の受け付けは、9月11日から10月6日まで行うこととしており、第一次試験は、10月28日、29日の2日間で実施する予定としております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年度の寄附申込件数は3,263名、金額は4,384万9千円となり、平成27年度と比べ、申込件数は約22%増、金額は約43%増となっております。

このように増加したのは、返礼品を充実させたことに加え、平成27年6月から導入しておりますインターネット申請及びクレジットカード決済を昨年度より通年で取り扱っていることが主な要因であると考えております。

また、返礼品の割合を寄附額の3割以下とするとの平成29年4月1日付総務省通知への対応策としまして、8月1日より返礼品の全面リニューアルを行っております。

今後も、情勢の変化に対応しながら、引き続き貴重な自主財源として、寄附の受け入れ増加に努めるとともに、佐川町及び町産品のPRの場として取り組みを進めてまいります。

次に、税務課の所管事項でございます。

平成29年度の国民健康保険税の納税通知書を7月12日に発送いたしました。発送件数は2,179件、当初課税額は2億7,030万2,900円となっております。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

平成28年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税99.1%、固定資産税98.0%、軽自動車税98.4%、国民健康保険税96.6%と、全ての税目

におきまして、昨年度決算より伸びております。

高知県の国民健康保険税を除く市町村税の合計徴収率の速報値平均は 96.2%、現年の速報値平均は 99.1%ですが、佐川町の合計徴収率は 98.6%で、34 市町村の中で 4 位、現年は 99.8%で 2 位まで上昇しております。

また、税外収入におきましても、担当課との連携により、どの科目も徴収率は上昇しており、昨年に引き続き、学校給食費、町営住宅使用料、農業集落排水事業使用料の 3 科目に加え、新たに保育料が現年徴収率 100%を達成いたしました。

今後も、佐川町収納対策 5 カ年計画に沿って、負担の公平と歳入確保に向けて、債権管理の適正化に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、「佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定状況について報告いたします。

計画策定に当たり、4,105 名を対象とし、5 月に実施いたしました生活圏域ニーズ調査は、当初の見込みを上回り、74.5%に当たる 3,060 名の方から回答をいただきました。

また、要介護認定を受けて在宅で介護保険サービスを利用されている方とその御家族には、介護保険認定調査員などが在宅介護実態調査を行い、120 名の方から回答をいただきました。この調査結果をもとに、8 月 24 日に開催しました介護保険運営協議会において、佐川町の認定者数の現状を初め、要介護状態になるリスクの発生状況などを報告させていただきました。

さらに、本日から各地区で開催いたします第 3 次地域福祉アクションプラン座談会において、アンケート調査の結果を報告することとしております。

また、町内の多くの方が利用している佐川町、越知町、日高村の介護事業所につきましても、アンケート調査を依頼し、順次回答をいただいているところであります。

次に、第 3 次地域福祉アクションプランの策定状況について報告いたします。

6 月 13 日に、みんなで福祉のまちづくり委員会正副会長会を開催し、スケジュールや方向性などを確認するとともに、地域を初め、社会福祉協議会、行政が協働し、計画の策定に向けて取り組むことを決定いたしました。

7月7日には、みんなで福祉のまちづくり委員会の各地区代表者による第1回目の合同会を開催し、第1次計画からのアドバイザーでもある高知県立大学社会福祉学部、田中きよむ教授の講演後、グループワークにて、第2次計画の活動の振り返りと評価を行うことにより、第3次計画における地域の課題が明らかになりました。

また、自治会長を初め民生児童委員、自主防災組織など地域で活躍されている世話役の方々461名を対象として、5月末から6月上旬にかけてアンケート調査を実施し、74.6%に当たる344名の方から回答をいただきました。

その中で、地域での住民同士の信頼感や助け合いの状況、地域での課題等について日ごろどのように感じておられるかの質問に対し、「高齢化が進んで活動が停滞している」「地域のつながりが弱くなっている」と回答された方が4割ほどにのぼり、人と人とのつながり、支え合いの重要性を改めて認識させられました。

この結果を踏まえ、9月14日には、地域の世話役の方々向けに、地域のつながりづくりを考える講演会を、9月から10月にかけて、町内5地区で地域の皆様を対象に、座談会の開催を予定しております。この中でいただいた御意見等を参考に、作業部会や策定委員会において、協議、検討を重ね、計画の策定作業を進めてまいります。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、チャレンジショップ事業について報告いたします。

商店街の賑わいを創出し、商業の活性化につなげることを目的として、佐川町商工会が事業実施主体となり、役場西側町道沿いの空き店舗を改修し、チャレンジショップさかわが開設されました。

このチャレンジショップは、小売り・サービス業での店舗経営や御自身が創作したものなどの店舗販売を考えている方など、佐川町内での店舗開業に意欲のある方を募集し、一定期間お試し開業をしていただくための店舗となっております。

現在、出店希望の申し込みが1件、問い合わせが3件あり、出店希望者の審査・選定を行った後、開店準備が整った店舗より順次開店していく予定となっております。

今後は、町としましても、商工会など関係機関と連携を図りながら、チャレンジショップを活用された方が、商店街での独立開業につながりますよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、自伐型林業について報告いたします。

山林の集約化につきましては、昨年度から地域の方々の協力を得ながら進めており、現在、尾川地区の古畑から本郷までの尾川川の南に位置する山林所有者 420 名を対象として、山林の施業管理に関する意向調査を実施しております。

8 月 21 日時点で 133 名の方から回答があり、このうち 89 名の方から今後、町に山林管理を任してもよいとの回答をいただきました。また、9 名の方から、事業内容をもう少し詳しく聞きたい、6 名の方から、山林を町に寄附したいとの回答をいただいております、この方々には、町として進めている林業の取り組みと、今後、町が山林を管理していく場合の内容について、御理解を深めていただくため、順次説明をさせていただいております。

本年度の行政視察につきましては、愛媛県西予市、島根県益田市、山形県置賜地方町村会、幸福実現党、愛媛県、石川県、福島県、宿毛市などから、議員を初め首長及び職員、地域おこし協力隊など、たくさんの方々を受け入れ、当町での自伐型林業の取り組みを説明させていただきました。

次に、水道事業について報告いたします。

町内中心部の基幹管路の耐震化工事につきましては、本年度施工分は既に発注をしており、9 月末ごろから着手する予定であります。工事期間中、周辺の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、南海トラフ地震などの大規模災害に備えての工事であり、関係者の御理解をいただきながら進めてまいります。また、猿丸配水池及び室原水源管理棟の耐震診断につきましても、既に発注をしており、業務を進めているところであります。

これからも安全で強靱な水道の持続を目指し、施設改修等の事業を計画的に進めてまいります。

次に、農業委員会の所管事項でございます。

7 月 20 日、法改正後初めての農業委員の改選を迎え、女性 3 名を含む 9 名の委員が就任いたしました。

また、農業委員とともに農地利用の最適化の推進等に取り組む農地利用最適化推進委員につきましても、新たに 13 名が委嘱され、新体制がスタートしております。

今後、農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、農業生産の根幹である農地と人に携わる機関の推進役として、本町農政の振興発展のため、より一層御活躍していただくことを期待して

おります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度調査対象地区の現地調査を、6月から8月にかけて、延べ24日間にわたり実施いたしました。

推進員や立会人の方に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、立ち会いただけなかった方が数名いることから、後日、立会人の方と調整をとり、再調査を行う予定としております。また、10月4日からは、後半の現地調査を再開いたします。着実な事業の推進を図りますとともに、トラブルが発生しないよう取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、黒岩中学校の今後のあり方について報告いたします。

黒岩中学校の本年度の入学生は1名となり、生徒総数は、昨年度の22名から13名へと大幅に減少するとともに、来年度の入学生も1名になる可能性があると言われております。

黒岩小中学校PTAにおかれましては、黒岩中学校の今後の存続が危惧される深刻な事態であると受けとめ、黒岩中学校PTAが5月に中学校の保護者を対象として、黒岩中学校の今後のあり方についての意見を聞くアンケート調査を実施するとともに、黒岩小学校PTAが6月に黒岩中央保育所と黒岩小学校の保護者を対象として、黒岩中学校を佐川中学校と統合することの賛否を問うアンケート調査を実施しております。

その調査結果を見てみますと、保育所は統合に賛成が15世帯、反対が1世帯、小学校は統合に賛成が17世帯、反対が5世帯、中学校は統合に賛成が4世帯、賛否不明が6世帯となっております。

教育委員会としましても、今回のアンケート調査の結果をしっかりと受けとめ、黒岩中学校の今後のあり方を検討するため、保護者の皆様の生の声を聞かせていただく意見交換会を実施いたしました。

8月21日には保育所と小学校の保護者と、また8月30日には中学校の保護者と、それぞれ意見交換を行いました。

意見交換会では、出席者から学校統合に反対する立場からの意見や質問はなく、主なものとしまして、「子供の数が減っていることや部活動の選択の幅が広がることから、統合には賛成である」「子供は黒岩中学校へ行きたいと言っており、子供の意見も大事だが、親が

決めるべきである」「統合するならば、スムーズにできる方法を考えてほしい」「学校にやっと慣れたところで転校になると心配である」「小規模校から大規模校へ行くと学校生活や勉強の面で不安を感じる」「スクールバスでの通学となって、通学時間が長くなり部活の帰りが心配される」「制服は姉のお下がりが使えなくなるので経済的負担が増える」「統合するにしても、現在の中学校 1 年生と 2 年生は黒岩中学校で卒業させることはできないのか」「地域が統合に反対した場合、どういう判断をするのか」といった内容であり、学校統合をすることに心配や不安を感じている保護者が多くいることがうかがえました。

また、黒岩中学校の今後のあり方について、黒岩地区の住民の声を聞くため、地元の町議会議員を初め、自治会長、民生児童委員、黒岩いきいき応援隊などの皆様を対象として、9 月 20 日に意見交換会を実施することとしております。

教育委員会としましては、今後、アンケート調査の結果や意見交換会でお聞きした内容などを踏まえ、慎重に検討を行い、黒岩中学校の存続あるいは統合の判断を 11 月中には決定したいと考えております。

次に、平成 29 年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年 4 月 18 日に、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象として実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、8 月 28 日に公表されました。

調査教科は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学が実施され、それぞれ主として知識に関する A 問題と、主として活用に関する B 問題からなっております。

佐川町の児童生徒の学力状況につきましては、これまで改善傾向があり、昨年度は、ほぼ全国並みか全国を上回る結果となっておりますが、本年度は小学校の算数 A が全国平均を上回ったものの、その他の教科は全国平均を下回る大変厳しい結果となりました。

これまで各校では、4 月に実施した自校採点の結果を踏まえ、成果と課題を分析し、授業改善や学習指導の充実に努めておりましたが、今回の調査結果を踏まえ、さらに詳細な分析と改善策の検討を行い、2 学期以降の取り組みを充実することとしております。

なお、教科ごとの調査結果と分析内容や学力向上に向けた取り組

み内容を、11月発行の町広報において公表したいと考えております。

次に、さかわ・ところ児童体験学習交流活動について報告いたします。

佐川と常呂の交流は、1年交代で相互訪問をしており、7月25日から28日までの4日間、北見市常呂町の小学校4・5年生5名と引率の教職員2名が、猛暑の佐川町を訪れました。

佐川町からも小学校4・5年生5名が参加し、常呂の訪問団とともに、黒岩小学校での児童との交流活動を初め、集落活動センターくろいわにおいて、地域の方々の指導により、瑞応の分踊りで使用する踊り花の作成のほか、上町の散策、地質館、高知城、桂浜などの訪問やカツオのたたきのわら焼き体験も行いました。

4日間という限られた期間ではありましたが、さまざまな体験活動を通じて、子供たちは友情を育み、有意義な交流活動を行うことができました。

この交流活動も今回で49回目を迎えておりますが、来年の夏には50回の節目の交流活動として、佐川の訪問団が常呂を訪れる予定になっており、今後とも子供たちの交流の進展を通じて、北見市常呂町の皆様と末永く有意義な交流活動を続けてまいります。

次に、少年の主張佐川大会について報告いたします。

7月26日、少年の主張佐川大会が、総合文化センターにおいて、町内3中学校と加茂中学校から15名の生徒の参加のもと開催されました。15名の皆さんは、学校生活や日常生活を通じて感じたことや体験をもとに、友だちや家族の大切さ、ふるさとに対する思い、将来の夢・希望などについて、自分なりの思い、意見、考えを堂々と発表されました。最優秀は、「おかあさんのたまごやき」と題して発表されました佐川中学校3年生の岡林芽依さんが受賞いたしました。

9月10日には、少年の主張高知県大会が高知市で開催されますので、佐川の子供たちの健闘を心から期待しております。

次に、虐待防止の取り組みについて報告いたします。

少子化や核家族化が進展する中、社会や親から守られるべき子供たちが、逆に、親から虐待を受け死亡するという痛ましい事件が、日々のマスコミ報道で伝えられるなど、児童虐待は深刻な社会問題となっております。

この虐待を防止する取り組みの一環としまして、第19回佐川町虐

待防止研修会を7月27日に桜座で開催し、町内外から教育・福祉の関係者や町民の皆様など約250名の参加をいただきました。

当日は、長年にわたり厳しい環境にある子供、家庭への支援に携わってこられた大阪府枚方市子ども総合相談センター所長の八木安理子さんに「長期化・慢性化するネグレクトへの支援と課題」と題して講演をしていただき、ネグレクトを防止するため、地域に根ざしたネットワークによる支援や市町村による地域支援、家庭支援のあり方などについて、実践的な取り組み内容を学ぶことができました。

今後とも、虐待の根絶に向けて、関係機関や地域の皆様との連携を深めながら、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、佐川町中学生会議について報告いたします。

8月22日、総合文化センターにおいて、社会のために行動できる人材や佐川町の将来を担う人材の育成及び生徒のふるさとを愛する心を育むことを目的として、私と町内3中学校の生徒会代表13名が意見交流を行う佐川町中学生会議を開催いたしました。

当日、まず3中学校の生徒会の活動状況の発表をしていただきました。その後、学校教育でもっと充実すべきことは何かについて、各校の生徒から発表をしていただき、具体的には、普通教室へのエアコンの整備、道德教育や防災教育の充実、タブレット端末を活用した授業の実施、地域との交流活動の充実などの意見が述べられ、その一つ一つについて私が回答をいたしました。

また私から1点目としまして、佐川町の課題は何か。2点目としまして、佐川高校がどんな学校だったら、町内の生徒が行きたいと思う高校として選ばれるか。という質問をいたしました。

生徒たちからは、佐川町の課題として、少子化や高齢化が進み人口が減少しており、この対応策として、働く場の確保、移住促進、災害への備えに取り組むことや地域が元気になるイベントの開催、マスコットキャラクターによる町のPRに取り組むことなどが提案されました。

佐川高校については、大学への進学率を高めることや、独自性のある取り組みと学校の魅力を発信することなどが提案されました。

さらに、どのような佐川にしたいと考えているのか、佐川のために中学生ができることは何かとの質問もいただき、それぞれに対して私の考えを述べるといった、双方向での意見交換を行いました。

このたびの中学生会議を通じて、生徒たちが学校生活の充実に期待をしていること、ふるさと佐川のことを大切に思っていることや、これからのまちづくりについても、しっかりとした意見を持ち、佐川のために何かしたいと考えていることを知ることができ、大変うれしく思うとともに、佐川の将来を担う子供たちに頼もしさを感じさせていただきました。

今回の生徒たちの貴重な意見は、幸せな町佐川町を実現するための取り組みの参考にさせていただくとともに、今後とも、次世代の意見を取り入れた町政運営を心がけてまいります。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

文教のまち佐川の人づくりの取り組みの1つとしまして、4年連続となります、町民の皆様を対象とした高知大学出前公開講座を、名教館及び牧野公園において開講いたします。

今回の出前公開講座は、植物をテーマとして実施することとしており、10月11日、16日、25日の3日間にわたり名教館で里地里山の生物多様性とその保全、コケ植物の魅力、植物の分布変遷についての講座を開講するとともに、16日の午後には牧野公園においてコケの観察会を実施することとしております。

本年度の講座では、これまでになかった牧野公園でのフィールドワークも実施いたしますので、一人でも多くの町民の皆様に参加をいただき、植物に関する知識を深めるとともに、今後の取り組みの参考にさせていただくことを期待しております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、医師確保について報告いたします。

現在、7月から9月までの任期で聖マリアンナ医科大学から、内科医師1名が派遣されておりますが、引き続き10月からも3カ月間の任期で後任の内科医師1名が派遣されることが内定いたしましたので、12月までの常勤医師9名の体制を確保できることとなっております。

来年1月以降も、この体制を維持できますよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、聖マリアンナ医科大学と高北病院との共同研究について報告いたします。

現在、同大学から派遣されている中山医師を中心に、高北病院を

フィールドとしまして、非糖尿病患者におけるもち米玄米中期的摂取の糖代謝改善効果に関する研究を実施しております。

この研究は、糖尿病と診断されていない方がもち米玄米を6週間摂取した場合に、耐糖能や脂質、さらには体重、体脂肪、筋肉量などにどのような変化があるのかを確認するものであります。この臨床研究は9月末で終了いたしますが、解析につきましては、同大学で行われることとなっております。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が4件、認定が9件、補正予算を含む議案が15件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号2及び受理番号3を、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第6、報告第10号、平成28年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第9、報告第13号、債権の放棄について、まで以上4件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について、御説明申し上げます。

報告第10号、平成28年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率は、マイナスでしたので数値はございません。また、全ての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率も、マイナスでしたので数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担する借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります実質公債費比率は5.1%で、昨年度より1.5ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率

の早期健全化基準は 25%でございます。また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担比率も、マイナスでしたので数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても、前年度に引き続き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第 11 号、平成 28 年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第 12 号、債権の放棄につきましては、水道料金 4 人分、合計金額 7 万 8,804 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 13 号、債権の放棄につきましては、病院の診療費 5 人分、合計金額 78 万 1,871 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

ここで、20 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10、認定第 1 号、平成 28 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 33、議案第 76 号、工事請負契約の締結について、まで、以上 24 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

認定第 1 号、平成 28 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 7 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、までの一般会計並びに 6 つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第 8 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、及び認定第 9 号、平成 28 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第 62 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,415 万 3 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 9,728 万 3 千円とするものであります。

議案第 63 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 2,448 万 6 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 2,372 万 9 千円とするものであります。

議案第 64 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,042 万 2 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 1,173 万 2 千円とするものであります。

議案第 65 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,884 万 7 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 8,557 万 7 千円とするものであります。

議案第 66 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 421 万 9 千

円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,980 万 9 千円とするものであります。

議案第 67 号、平成 29 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入、支出予算の減額補正及び資本的収入、支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の、既決予定額を、収入 17 億 8,520 万、支出 17 億 7672 万円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を、収入 1 億 4,272 万 5 千円、支出 2 億 5,752 万 5 千円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 68 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定につきましては、10 月から本格運行を実施する予定の、さかわぐるぐるバスの路線、運賃等、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 69 号、斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、四国旅客鉄道株式会社より譲渡され、耐震及び改修工事を実施いたしました J R 斗賀野駅舎について、交流スペースを供用開始するに当たり、施設の設置及び管理に関し必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 70 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、斗賀野地区に新設する集落活動センターを供用開始するに当たり、施設の設置及び管理に関し、必要な規定を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 71 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町国土強靱化地域計画を策定することに伴い、新たに設置する佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員の報酬規定を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 72 号、佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定につきましては、意思の疎通に障害がある方が手話を含め点字、代読、音訳、要約筆記等のコミュニケーション手段の普及及び利用促進を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 73 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益 1,751 万 914 円

を減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第 74 号、佐川町立保育所使用に関する協定の締結につきましては、佐川町以外の者に公立保育所を利用させることについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 75 号、とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、NPO 法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 76 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 29 年 8 月 31 日に入札を行いました佐川地区岡崎堰水利施設機能保全対策工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約金額は 5,032 万 8 千円。契約の相手方は、高知市一宮東町 1 丁目 25 番 5 号、有限会社愛機工業、代表取締役別役節男でございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

私からは、認定第 1 号から第 7 号まで、平成 28 年度の一般会計と 6 つの特別会計の決算の内容につきまして、分析した内容をお伝えいたします。

なお、各会計の決算の詳しい内容につきましては、後日開催されます決算の勉強会におきまして、各担当課長のほうから詳しい説明があると思いますので、私からは概略の説明だけとさせていただきます。

それでは、お手元に資料を御準備ください。

まず 1 ページをお開きください。各会計ごとの実質収支に関する調書でございます。一般会計から順に読み上げます。

歳入総額 76 億 9,994 万 5,298 円。歳出総額 73 億 2,221 万 6,400 円。29 年度への繰越財源は、9,945 万 1,432 円ですので、残りの 2 億 7,827 万 7,466 円が実質収支の額となります。このうち、基金に

繰り入れる額は1億4千万円を予定いたしております。27年度の決算と比較いたしますと、歳入歳出ともに約7億円以上増えています。

次に、国民健康保険特別会計にまいります。

歳入総額20億844万3,887円。歳出総額19億6,977万2,875円です。国民健康保険特別会計から、以下6つの特別会計は、全て繰越額がありませんので、歳入から歳出を引いた額がそのまま実質収支の額、つまりC列とE列が同額になります。国民健康保険特別会計の実質収支のうち、10分の1以上であります386万8,012円を基金に積み立てる予定となっています。国民健康保険特別会計では、歳入が少し増えまして歳出が減ったため、実質収支の額が前年度より少し増えています。

住宅新築資金等貸付事業特別会計にまいります。歳入総額1,224万9,713円。歳出総額182万6,256円。

学校給食特別会計は、歳入と歳出は同額で、4,594万6,012円で、27年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに13%程度減っています。

農業集落排水事業特別会計も、歳入と歳出は同額で、2,586万1,415円。27年度との比較では、歳入歳出ともに約380万円の増額となっています。

介護保険特別会計。歳入総額16億9,583万8,952円。歳出総額16億5,093万4,299円。介護保険特別会計では、実質収支の全額である4,490万8,523円全額を基金に繰り入れる予定となっています。

後期高齢者医療特別会計。歳入総額2億1,638万9,196円。歳出総額2億1,254万6,896円。27年度との比較では、歳入歳出ともに6%程度の増額となっています。

次に2ページをお開きください。

会計ごとの、決算の前について少し詳しく見てまいります。

まず一般会計の歳入からまいります。

まず、C列の一番下の端をごらんください。左から4つ目の枠の一番下の端をごらんください。

収入済額の合計、76億9,994万5,298円。その隣の列の不納欠損ですが、不納欠損は、1款の徴税だけで、199万6,736円となっています。収入未済額の合計は2,017万2,689円となっており、最も大きな額が1款町税の1,361万5,342円ですが、27年度と比較いたしますと約570万円ほど下がっています。そのほか、保育料や住宅使

用料など全ての分野で、収入未済額は減っています。

次にG列をごらんください。28年度と27年度の収入済額を比較し、大きく変わったところだけ申し上げます。

1款町税では、各税目において収納率が上昇し、さらに固定資産税の中の償却資産分が増え、軽自動車税の税率も上がったことから、全体で0.8%の増となっています。9款地方交付税は、特別交付税は少し増えましたが、普通交付税が、平成27年度の国勢調査で人口減となったことから、約1億円減っています。11款分担金及び負担金は、日高村佐川町学校組合からいただいた給食センター増改築にかかる負担金の分で増えています。13款国庫支出金は、小学校耐震化補助金の分で増えています。14款県支出金は、集落活動センター2カ所、青山文庫の改修、佐川駅の案内所開設などの財源として増えています。17款繰入金は、平成28年度は財源不足の分を基金から繰り入れたので、その分が大幅に増えています。20款町債、こちらは集落活動センターや黒岩中央保育所、文化センターの耐震化などの財源として借り入れたために増えています。以上です。

次に、3ページをお開きください。

一般会計の歳出にまいります。

B列をごらんください。支出済額の合計は73億2,221万6,400円。29年度への、翌年度への繰越額の合計は5億4,462万1,688円で、この繰越額の主なものを申し上げます。

2款では、霧生関防災拠点事業、斗賀野地区集落活動センター建設事業。3款では、臨時福祉給付金事業。5款では、農業基盤整備事業。6款では、歴史まちづくり事業。7款では、地方道路交付金事業、木造住宅耐震化支援事業。8款では、緊急避難場所耐震化事業などとなっています。

次に、Fの列をごらんください。28年度と27年度の支出済額を比較いたしまして、大きく変わっている理由を款ごとに、款別に申し上げます。

まず1款の議会費では、町村議会議員共済費負担金の掛け率が毎年下がっていますので、その分で減っています。2款総務費では、集落活動センター2カ所の建設、西佐川・斗賀野駅の改修などで増えています。3款民生費では、黒岩中央保育所の新築工事分で増えています。4款衛生費では、平成27年度に支出をしていました高吾北広域衛生センター管理費の負担金分で減っています。5款農林水

産業費では、ニラの集出荷場の整備や森林 I C T プラットフォーム構築などで増えています。6 款商工費では、旧竹村呉服店の耐震改修工事や牧野公園の道路改良工事などの分で増えています。7 款土木費では地方道路交付金事業、木造住宅耐震化支援事業などで増えています。8 款消防費は、平成 27 年度に支出をしていました高吾北広域消防本部の救急無線のデジタル化への負担金分で下がっています。27 年度と 28 年度の比較で下がっています。9 款の教育費は、文化センターの耐震化工事、給食センターの増改築、町民プール・サウナの改修、青山文庫の改修、小学校の耐震化工事などで増えています。

一般会計歳出は以上でございます。

4 ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入にまいります。

C 列をごらんください。収入済額の合計は、20 億 844 万 3,887 円でした。28 年度の収入額を 27 年度と比較いたしまして、大きく変わったところだけ申し上げます。

3 款の国庫支出金は医療費の増で補助金が増えています。また 9 款の繰入金ですが、平成 28 年度は財政調整基金からの繰り入れや一般会計からの基準を超えた繰り入れがなかったために、繰入金が減っています。

続きまして 5 ページをお開きください。

歳出にまいります。

B 列の一番下をごらんください。支出済額の合計は 19 億 6,977 万 2,875 円。

4 つ右にいきまして F 列をごらんください。28 年度と 27 年度との歳出の額を比較いたしまして、大きく変わっているところだけ申し上げます。

2 款の保険給付費は、医療費の増に伴って歳出が増えています。また 8 款の保険事業費では、国保のレセプトの分析を専門業者に委託し、保険指導などを行っていただく事業を平成 28 年度から新たに始めましたので、その分で少し増えています。

次に 6 ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計です。まず歳入からまいります。

収入済額の合計は 1,224 万 9,713 円。支出済額の合計は 182 万 6,256 円となっています。27 年度と比較いたしますと、全体的に大

きな差異はありませんが、歳出において地方債の償還が終わったため、今後は歳入の償還金だけが残る形となります。以上です。

続きまして、7ページをお開きください。

学校給食特別会計にまいります。歳入のC列の額と歳出のB列ですが、収入済額と支出済額は同額となっています。4,594万6,012円となっています。27年度との比較では、給食センターの増改築工事期間中、45日間給食を停止したことにより、歳入歳出ともに13%程度減額となっています。

次に8ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計です。こちら、歳入の収入済額と歳出の支出済額は同額となっており、2,586万1,415円でした。27年度との比較では、平成28年度に処理施設の長寿命化のため最適整備構想を策定したことにより、歳入においては県支出金が増え、歳出においては事業費が約300万円ほど増えています。

続きまして9ページをお開きください。

介護保険特別会計にまいります。歳入の収入済額、C列の一番下をごらんください。収入済額の合計は16億9,583万8,952円。歳出では、B列の一番下をごらんください。16億5,093万429円となっています。27年度と比較いたしますと、こちらの会計も大きな差異はありませんが、ただ歳入におきまして、1款の保険料が年金からの特別徴収分が少し増えました。また、歳出において、2款の保険給付費が少し減ったために、収入が増え、出が減っていますので、約4,490万円余りの実質収支が出ています。

続きまして10ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計にまいります。

歳入、収入済額C列の一番下をごらんください。収入済額の合計は、2億1,638万9,196円。歳出、支出済額の合計はB列の一番下です。2億1,254万6,896円となっています。27年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに、約6%程度増えています。

続きまして11ページをごらんください。

最後に、基金について報告いたします。

まず、一般会計では、財源不足を基金からの繰り入れで対応いたしましたので、平成28年度末の残高は27年度末より約2億円ほど減って、右から2列目の下から3行目をごらんください。28年度末の残高45億1,487万9,369円となっています。その下の枠ですが、

特別会計におきましては、介護保険特別会計の平成 27 年度の実質収支分を、約 1 年前に介護保険運営基金に積み立てをいたしましたので、その分で 2 千万円ほど増えています。全ての基金の管理につきましては、定期預金で管理をしております、28 年度の利息による収入の合計で 1,967 万 7,091 円となっています。

以上をもちまして、平成 28 年度の一般会計と特別会計 6 件の決算の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

おはようございます。それでは私のほうから、認定第 8 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計の決算につきまして、説明をさせていただきます。

会計決算書の 1 ページ目をごらんください。これは、収益的収入及び支出の表でございます。

この収益的収入及び支出の表の上の表、収益的収入を見ていきますと、第 1 款水道事業収益、決算額 1 億 9,091 万 7,989 円。内訳としまして、営業収益 1 億 5,502 万 5,665 円、営業外収益 3,576 万 8,420 円、特別収益 12 万 3,904 円となっております。下の表、収益的支出の決算額につきましては、第 1 款水道事業費用 1 億 6,438 万 8,783 円。内訳としまして、営業費用 1 億 4,672 万 6,657 円、営業外費用 1,760 万 3,039 円、特別損失 1 万 9,087 円、予備費はゼロとなっております。

続きまして 2 ページをお開きください。こちらは、資本的収入及び支出の表となっております。

まず上の表。資本的収入の決算額。第 1 款資本的収入 1 億 7,961 万 5,480 円。内訳としまして、企業債 1 億 1,590 万円、補助金 3,403 万 5 千円、負担金 375 万 9,480 円、出資金 2,592 万 1 千円となっております。下の表。資本的支出の決算額では、第 1 款資本的支出 2 億 1,450 万 515 円。内訳としまして、建設改良費 1 億 6,313 万 7,530 円、企業債償還金 5,136 万 2,985 円となっております。

以下、3 ページ目以降は、損益計算書、貸借対照表など必要書類を添付をしております。詳細につきましては、後日開催をされます決算の勉強会のほうで説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。認定第9号、平成28年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、補足説明をさせていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

平成28年度佐川町病院事業特別会計決算報告書でございます。上のほうは収益的収入及び支出のところの、収入、真ん中あたりに決算額がございますので、そちらをごらんください。

第1款病院事業収益17億6,355万9,977円でございます。第1項医業収益12億9,169万9,122円、第2項医業外収益3億599万5千円、第3項介護老人保健施設収益5,831万8,358円、第4項デイケア収益5,520万3,178円、第5項デイサービス収益4,782万7,180円、第6項居宅介護支援事業収益445万3,350円、第7項特別利益13万3,789円。

支出決算額。第1款病院事業費用16億6,464万8,729円。第1項医業費用14億5,845万1,569円、第2項医業外費用5,764万6,981円、第3項介護老人保健施設費用6,382万8,537円、第4項デイケア費用4,104万1,494円、第5項デイサービス費用3,704万5,219円、第6項居宅介護支援事業費用638万705円、第7項特別損失25万4,224円、第8項予備費ゼロ。

続きまして2ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

決算額。第1款資本的収入1億2,324万7千円。第1項企業債2千万円、第2項出資金1,465万円、第3項負担金8,413万4千円、第4項補助金446万3千円、第5項固定資産売却代金ゼロでございます。

下のほうに支出でございます。

決算額。資本的支出2億523万5,089円。第1項建設改良費2,875万20円、第2項企業債償還金1億7,648万5,069円。

資本的収入が資本的支出に不足する額8,198万8,089円は、当年度分損益勘定留保資金8,198万8,089円で補填した。

以下、損益計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、事業報告書など添付資料を添付してございます。詳細につきましては、後日開催されます勉強会のほうで説明させていただきます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。代表監査委

員に報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、平成 28 年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元にですね、平成 28 年度の決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

（以下、「平成 28 年度決算審査意見書」1 ページ 1 行目から 13 行目まで朗読）

次に、3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますのでごらんをいただければと思います。

次に 2 ページ以降、一般会計、特別会計、各会計につきまして決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただきますので、そちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは 19 ページのほうをごらんいただきたいと思います。19 ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告をさせていただきます。

（以下、「平成 28 年度決算審査意見書」19 ページ「総括」朗読）

以上でございます。

議長（藤原健祐君）

以上で監査委員の報告が終わりました。引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 62 号、佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の 4 ページをお開きください。

4 ページ目のほうは、第 2 表の地方債補正となっております。臨時財政対策債につきましては、平成 29 年度の普通交付税の額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、397 万 2 千円を減額いたしまして、限度額を 1 億 7,605 万 4 千円に変更するものとなっております。

続きまして、事項別明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。1 段目の表の 2 款、1 項、1 目一般管理費の 19 節の説明欄。人事交流職員人件費負担金の 921 万円は、高知県からの人事交流職員 1 名の負担金となっております。

ります。２段目の表の３目財産管理費の１５節の説明欄。老朽町営住宅撤去工事の４４９万３千円は、老朽町営住宅住みかえ事業を進めていくに当たりまして、単独住宅新福寺１号団地の解体工事を、当初２棟と見込んで予算計上しておりましたけれど、４棟全ての住みかえが完了する見込みとなったこと、中桐団地につきましても、退去が完了したことにより解体工事が施工できることになったこと、また旧ふすま加工所についても老朽化が著しく、再利用の見込みもございませんので解体工事を施工するものとなっております。

下から２段目の表になります。５目電子計算費の１３節の６９０万２千円は、マイナンバーカード等の記載事項の充実に伴いまして、既存の住民基本台帳システムを改修整備するものとなっております。

一番下の段の表の１０目国土調査費のほうにつきましては、補助金カットと入札減によりまして委託料の減額と年度内使用の消耗品への組み替え等によりまして、計で２,６８５万９千円の減額となっております。

１６ページ、１７ページをお開きください。

下から２段目の表になります。３款、１項、１目社会福祉総務費の２３節の７８０万円は、平成２８年度の臨時福祉給付金の実績が確定したことによりまして返還金が生じ、返還するものとなっております。

一番下の段の表の３項、１目児童福祉総務費、２３節の説明欄、子ども・子育て支援事業等返還金の２１９万６千円は、これも平成２８年度の交付金の実績が確定したことによりまして返還金が生じ、返還をするものとなっております。

１８ページ、１９ページをお開きください。

一番下のほうの表になります。５款、１項、４目園芸振興費、１９節の１,９８０万円は、園芸用ハウス整備事業補助金の新規就農者１名の追加分となっております。

２０ページ、２１ページをお開きください。

一番上の段の表になります。５款、２項、２目林業振興費、１３節の説明欄にあります作業路整備等委託料の８００万円は、高吾北地区で取り組みます林業成長産業化地域創出モデル事業の採択に伴いまして、森林整備に必要な作業道を新設するものです。

２２ページ、２３ページをお開きください。

中ほどの表になります。9 款、1 項、4 目学校組合費の日高村佐川町学校組合加茂小中学校組合負担金の 265 万円は、L G W A N 対応の不足額と公会計整備にかかる費用につきまして、学校組合予算の 9 月補正により負担金の増額となっております。一番下の段の表の 9 款、2 項、2 目教育振興費の 13 節の△336 万 8 千円は、学校セキュリティ対策事業として予算化しているもののうち、校務用パソコン向け仮想ソフトウェアライセンス費用といたしまして 118 万円を 17 節へ組み替え、備品購入に係る経費といたしまして 218 万 8 千円を 18 節へ組み替えするものとなっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

上の表になります。3 項、2 目教育振興費の 13 節の△387 万 7 千円も、先ほどの小学校費と同じく 17 節と 18 節へ組み替えするものとなっております。

歳出のほうの説明は以上で、続きまして歳入のほうの説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

上から 8 款、1 項、1 目地方特例交付金の説明欄。減収補てん特例交付金の 135 万 3 千円は、減収補てん特例交付金につきまして、交付決定額により増額となるものとなっております。

その下の表の 9 款、1 項、1 目地方交付税の説明欄。普通交付税の 1 億 2,076 万円も交付決定額により増額となっております。

その下の表の 11 款、2 項、6 目総務費負担金の説明欄。人事交流職員人件費負担金の 816 万円は、高幡租税債権管理機構への派遣職員 1 名と、高知県への交流職員 1 名の計 2 名分の人件費負担金を受け入れるものとなっております。

その下の表の 13 款、2 項国庫補助金の計 487 万円は臨時福祉給付金事業費補助金 267 万円と社会保障・税番号制度システム整備費補助金、いわゆるマイナンバー制度にかかります総合行政システムのシステム改修に対する補助金 222 万円となっております。

その下の表の 14 款、2 項県補助金の計、△295 万 4 千円は、主に国土調査事業費補助金の補助金カット及び入札減に伴います 2,297 万 1 千円の減。歳出で説明いたしました園芸用ハウス整備事業費補助金 1,080 万円の増。及び同じく歳出で説明いたしました作業路整備にかかる補助金としましての木材安定供給推進事業費補助金 900 万円の増などとなっております。

その下の表の 17 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の△ 2 億 3,233 万 1 千円は、今回の補正におけます地方交付税及び繰越金の増額に伴いまして、財政町政基金からの繰り入れを減額するものとなっております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

一番上の表になります。18 款、1 項、1 目繰越金の 1 億 3,826 万 7 千円は、前年度からの繰越金となっております。

その下の表の 20 款、1 項、4 目臨時財政対策債の△ 397 万 2 千円は、平成 29 年度の普通交付税の額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、減額をするものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。それでは、私のほうから、議案第 63 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出です。今回の補正の主な内容は、前年度からの繰越金の計上と、平成 28 年度の国庫負担金等の返還に伴う増額となっております。

一番下の枠をごらんください。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金です。まず 1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、遡及による資格喪失者に還付する保険税が、見込み以上にあったことにより増額補正をするものです。3 目償還金 2,376 万 3 千円につきましては、平成 28 年度療養給付費負担金等の交付額確定による精算金として返還するため増額補正をするものです。4 目一般被保険者還付加算金につきましては、1 目で御説明しました遡及による資格喪失者への保険料還付加算金等により増額補正をするものでございます。

ページ戻りまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入です。2 段目の枠。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、7 節その他一般会計繰入金につきましては、前年度からの繰越金があったことにより 1,031 万 6 千円の減額をするものです。

次、3段目の枠。10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金相当額を計上するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは、私のほうから議案第64号、平成29年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

2ページ、3ページのほうをごらんください。

2ページ、3ページに、第1表 歳入歳出予算補正の表がございます。2ページの歳入の補正額1,042万2千円。これは、このたび平成28年度決算で繰越額が確定したことによる歳入への補正額でございます。

3ページの歳出の表で予備費に同額の1,042万2千円を補正額として計上しております。

補正後の合計金額は、歳入歳出とも、1,173万2千円となるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうから、議案第65号、平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、介護保険サービス給付費の組み替えと、平成28年度佐川町介護保険特別会計の決算に伴う国、県支出金の精算による償還金を補正するものです。

まず、歳出について説明します。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2款、1項、1目居宅介護サービス給付費を600万円減額し、2目特例居宅介護サービス給付費に600万円を組み替え補正するものでございます。1目、2目はともに要介護認定者がヘルパー、デイサービス、ショートステイなどに利用するに対する給付費となっております。利用に当たって、利用者は県の指定を受けることが原則となっておりますが、指定要件の一部を満たさない事業者であっても一定の水準を満たす事業者については、市町村判断により給付することができるようになっております。1目の居宅介護サービス給付費は県の指定によるもので、2目特定居宅介護サービス給付費は市

町村判断による給付となっています。今回は、2目のショートステイの利用者の増加による組み替えとなっております。

次に、7款、1項、2目償還金は、前年度の決算に伴い国、県支出金が確定しましたので、本年度に過不足の精算を行うため、償還金を1,884万7千円を増額補正するものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

7款、2項、1目介護保険事業運営基金繰入金です。先ほどの償還額1,884万7千円を繰り入れするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

それでは、私のほうから議案第66号、平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書10ページ、11ページをお開きください。

歳出です。今回の補正は、前年度からの繰越金の計上と過年度分の保険料還付金のための補正となっております。1段目、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度からの繰り越し相当額をそのまま計上、増額しております。次、下の段、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の1目保険料還付金及び2目還付加算金につきましては、過年度所得の構成等により、複数年度遡及した保険料還付等により増額をするものです。

続きまして、ページ戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。上の段、4款諸収入、2項償還金及び還付加算金の1目保険料還付金及び2目還付加算金につきましては、歳出の還付金、還付加算金の増額に伴い後期高齢者医療広域連合のほうに請求する相当額を増額するものです。下の段、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度からの繰り越し相当額を計上するものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

議案第67号、平成29年度佐川町病院事業特別会計補正予算に関する補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、高北病院の3階の病棟で行います工事の関係でございます。これは、来年4月の診療報酬の改定や国が進めております病床機能の分化、これらへの対応策として実施するものでございます。高北病院の3階の一般病棟は、現在、急性期病床40床と地域包括ケア病床10床で、合計病床数は50床でございます。工事完成後は、地域包括ケア病床が6床増えて16床になり、3階の合計病床数は50床から56床にするものでございます。

一方、4階の医療療養病棟の合計病床数は現在48床でございますが、6床減らして42床にします。なお、高北病院全体の病床数は98床で、変更するものではありません。

工事完成後は、現在、医療療養病床に入院している医療の必要度が低い、かつ生活自立度が高い患者さんが在宅復帰のためにリハビリを集中的に行う地域包括ケア病床に入院できるようになります。一方医療療養病棟では、医療の必要度が高いなどで、かつ生活自立度が低いなどの患者さんが8割以上を占めるようになり、現在よりもワンランクアップした看護体制などの医療療養病棟として患者さんの長期療養に対応していけるようになるものでございます。

補正予算書の1ページ、2ページをごらんください。

まず、工事などにつきまして、2ページでございますが、資本的支出の建設改良費に、3,456万円を増額補正をしてございます。1ページのほうには、これに対する補助金、一番下のところですが、999万9千円を資本的収入に増額補正をしてございます。

また、この工事は、10月から12月までのうちの約3カ月で工事をしたいと考えております。その期間、8床を空床として工事を進めるようにしてございます。それにより、当初予定の年間入院患者数が8人掛ける90日間、720人、合計減少しますので、業務の予定量を補正してございます。入院患者数減少に伴い、医業収益を1,710万円減額補正し、また入院患者減少に伴い、薬品費や診療材料費などの医業費用を308万円減額補正しております。

これは補正の内容でございまして、あと、きょうお配りしております平面図がございます。3階病棟の変更前、変更後の平面図があります。まず1ページ目につけておりますのが、変更前でございます。この色を塗ったところが、これは工事をやろうとするところでございますが、まずこれ見ていきますと、図面の左のほうにあります、これは現在301号室ですが、現在、これは1人部屋になってお

ります。真ん中の上のほうに左から順番目に 306 号室、これは 2 人部屋です。その横が 307 号室、これが 2 人部屋。その隣の 308 号室が 4 人部屋。310 号室、これが 4 人部屋。下のほうにいきまして、左から 322 号室、これが 4 人部屋。323 号室が 4 人部屋。このようになってございまして、この病床をそれぞれ増床していくような計画でございまして、3 階病棟、一般病棟の 1 人当たりの病床面積は 6.4 平米必要でございまして、それを勘案して、この病床ならば増床 1 つずつしていっても、6.4 がクリアできるという計算のもとで実施してございます。

変更後の図面を見ていただきますと、1 期工事、2 期工事、3 期工事と、この 10 月から 12 月の間を 3 期に分けて工事をするようにしております。一気にやればえいわけですが、入院患者さんおいでになりますし、入院患者さんの療養環境には最大限配慮していかななくてはなりません。また、一方では、先ほど 8 床ずつ空床扱いにしていくということで、空床扱いの病床を極力減らしていきながら、患者さんの療養環境にも十分配慮していきながら工事をしていくということになれば、このように 1 期工事、2 期工事、3 期工事に分けて工事をしていくようになります。

1 期工事、この真ん中に 1 期と書いておりますが、C と書いたところと A と書いたところですが、この C と書いたところは、先ほど 2 人部屋が 2 つあるというふうに申しました。2 人部屋と 2 人部屋の間は壁で隔たれておりますが、この壁を撤去して 4 人部屋になりますが、それを 5 人部屋にしていくものであります。そして隣の A と書いたところ、4 人部屋はこれは 5 人部屋にしていくところです。これが 1 期工事でございます。

2 期工事は、この左の方にあります B と書いたところ、これが 1 人部屋を 2 人部屋へしていくところ、それからまた上のほうの右手に A と書いたところに 2 期工事と書いたところがありますが、これは現在 4 人部屋のところを 5 人部屋にしていくものでございます。

それから、下のほうには 3 期工事として、A、A というのが 2 つございます。これは現在 4 人部屋、それぞれ 4 人部屋を 5 人部屋にしていこうとするものです。今申しました A というのは現在 4 人部屋。B というのが 1 人部屋、C というのが 2 人部屋、それで下のほうには、それぞれの病室について、工事としてどのような工事をしていくというのが、主な工事内容として下のほうに示してござ

います。

そして、この工事は年内に完成させる予定でございまして、来年 1 月からは、この工事完成後、病室改編後の 3 階と 4 階の病棟運営を行い、来年 4 月の診療報酬等の改定に備えていきたいと思っております。また先ほども言いましたが、工事期間中は患者さんの療養環境には十分配慮した工事に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。私からは、議案第 68 号から議案第 70 号までを説明をさせていただきます。

まず議案第 68 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定につきまして御説明いたします。議案に記載をしております条例案をごらんいただきたいと思います。

まず第 2 条をごらんください。運行路線を定めておりまして、中心部ぐるぐる線、舟床・川ノ内線、本村線、薄木線、加茂・荷稻線、斗賀野線、西山線、四ツ白線、狩場線の合計 9 路線となっております。地域公共交通会議におきまして、本格運行への移行を決定いただきました 10 路線のうち、峯線につきましては、10 月からぐるぐるバスの運行ではなくて、黒岩観光が運営しております古畑まで行きます尾川線、これを週 1 回、峯まで延長する形での運行となりますので、本条例からは除かれております。

なお、運行期間、停留所、運行時刻、運行回数等は別途規則で定めることになっております。

ページをめくっていただきまして、第 6 条では、運賃に当たります使用料について規定をしております。基本的に実証運行と変更はございません。別表を見ていただきますと、いずれの路線につきましても 1 回の乗車料金で、中心部ぐるぐる線は 100 円。舟床・川ノ内線以下の郊外線と言われるものについては 200 円となります。

次のページの備考欄では、料金の適用について規定をしております。これも変わりはありませんが、子供料金につきましては、大人料金の半額の適用。そして障害者手帳をお持ちの方の本人及びその介護者 1 名、また運転免許証の返納者につきましても半額となります。子供料金の適用範囲につきましては小学生。小学生未満の乳幼児の利用につきましては、本人と同伴保護者 1 名分につきまして無料となります。2 人目からは子供料金をいただくという規定にな

っております。

以上が、68 号の御説明です。

続きまして、議案第 69 号、斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定につきまして御説明します。

これにつきましても、議案本体の条例案をごらんいただきたいと思います。まず第 2 条におきまして、公共交通の利用者の利便性の向上とともに、地域交流の拠点としての設置目的を規定をしております。そして第 5 条におきましては、駅舎内に設置しています交流スペースの使用許可に関して規定をしております。なお、利便性を図ること、それから地域交流を図るという設置目的に鑑みまして、使用料はいただかないことにしております。

次に、議案第 70 号の説明に移ります。

議案第 70 号、集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。

こちらにつきましても、新旧対照表をつけておりませんので、議案の本体の条例案をごらんいただきたいと思います。第 3 条におきましては、各地区の集落活動センターの名称、位置を規定をしておりますが、表の最後に、斗賀野地区の集落活動センターについて、位置が佐川町東組 2692 番地のあおぞら公園の敷地内に、名称といたしまして、とかの集落活動センターあおぞらとして設置をいたします。

また別表では、施設の利用料金を定めておりますが、議案の裏面をごらんいただきますと、斗賀野の集落活動センターあおぞらにつきまして、1 時間当たり大会議室では 300 円、小会議室 100 円、厨房 300 円の利用料金を設定しております。なお、この利用料金の設定に当たりましては、ほかの地区の集落活動センターの利用料金の算出方法に準拠いたしまして、部屋の広さであるとか施設の種類等を加味して設定をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 71 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、いかなる災害が発生した場合においても、地域社会が機能不全に陥るなど最悪の事態を回避するた

めの計画といたしまして、本年度に策定をいたします佐川町国土強靱化地域計画につきまして、その計画の内容についての検討などをしていただくために、新たに設置いたします佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員の報酬について定めるものとなっております。条例の別表第1の表に、佐川町国土強靱化地域計画策定検討委員を加えるものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうから、議案第72号、佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、平成28年9月議会におきまして、坂本議員のほうから手話言語条例に関する質問を受けて、高知市を初め全国の市町村条例を参考にしながら、佐川町身体障害者協議会や関係団体の方々の御意見をいただきながら条例案を作成いたしました。

議案になりますが、本文の前に前文があります。この前文には、条例の制定の経緯などを記載しております。

（以下、議案第72号「佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」10行目から17行目中ほどまで朗読）

ここから佐川町の特徴になりますが、（以下、議案第72号「佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」17行目中ほどから20行目まで朗読）

ということで前文を入れています。

第1条が目的となっております。

（以下、議案第72号「佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」（目的）第1条朗読）

第2条のほうでは、定義を書いております。裏のほうへいただまして、3条のほうが基本理念です。第4条が町の責務ということで、手話言語への理解の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策を推進するものとする。

第5条で町民の役割、第6条、事業者の役割、第7条では施策基

本方針ということで、1号のほうで手話を学ぶ機会の提供に関する施策、2号では障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解及び普及に関する施策、3号としまして障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するに当たっての環境の整備に関する施策、第4号ではコミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策と。

第8条では財政上の措置、9条では委任、附則としまして、この条例につきましては、公布の日から施行するということになってます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

私のほうから、議案第73号、平成28年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、説明をさせていただきます。

平成28年度決算におきまして、1,751万914円の純利益が出ております。この利益剰余金につきましては、企業債の償還に充てるために減債積立金として積み立てたいと考えておりますことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうから、議案第74号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について、御説明させていただきます。

今回、兵庫県伊丹市より、伊丹市に住所を有する児童について母親の里帰り出産に伴い佐川町の公立保育所での使用依頼がありました。佐川町以外の者に公立保育を利用させる場合は、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決が必要となっているため、議決を求めるものです。なお、公立保育所のほうにつきましては黒岩中央保育所で、依頼の期間としましては平成30年1月31日となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

続きまして、議案第75号、とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について、御説明をいたします。

本議案の内容につきましては、10月に開始予定のとかの集落活動センターあおぞらの指定管理者につきまして、公募によらない選定

方法により、地元の N P O 法人とかの元気村を指定をするものです。

公募によらない理由といたしましては、6 月末に行われました斗賀野地区の集落活動センター運営委員会におきまして、N P O 法人とかの元気村に管理をお願いしたい旨の地域の総意が確認をされておりまして、またあったかふれあいセンターとかの等の受託実績を初めとする斗賀野地域を中心としたこれまでの活動実績から判断をいたしまして、N P O 法人とかの元気村を指定することが適当であると認められるためでございます。

なお、指定期間につきましては、集落活動センターの設置及び管理条例の第 7 条に管理の期間の定めがありまして、これを適用し、指定日の属する年度の翌年度から起算をして、5 年度目の末日まで、つまり平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとするものでございます。よろしく申し上げます。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 76 号、工事請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。

参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。参考資料 2 枚とじておりますけども、1 枚目の A 4 のほうが入札結果になっております。

工事名は佐川地区岡崎堰水利施設機能保全対策工事でございます。平成 29 年 8 月 31 日に一般競争入札を行いました。以下、税抜き金額で、予定価格が 4,914 万 5 千円、最低制限価格 4,177 万 3 千円、落札価格が 4,660 万円で、落札者は有限会社愛機工業でございます。工事日数は 165 日間となっております。

参考資料の 2 枚目の A 3 サイズの図面を添付させていただいております。

農業水利施設につきましては、新設をしてから撤去するまでのライフサイクルコストの縮減、それから予算の平準化のために平成 23 年度に長寿命化計画を策定しております。この計画に沿った施設の維持管理更新に取り組んでいるところでございます。

当工事につきましては、岡崎堰につきまして、図面の赤字で記載をしておりますように、操作室内の操作盤などの機器の更新、それから堰本体となりますゴムの袋体の補強などを実施するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、認定第 1 号から議案第 76 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、11 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 正午

